

作成日 2019/08/21

改訂日

## 安全データシート

## 1. 製品及び会社情報

製品名	モノタロウ ウインドウウォッシャー液 撥水タイプ
会社名	株式会社MonotaRO
所在地	〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階
担当者名	商品お問合せ窓口
電話番号	0120-443-509
FAX番号	0120-289-888
整理番号	M191128

2. 危険有害性の要約  
GHS分類

物理化学的危険性	引火性液体 区分2
健康有害性	急性毒性(経口) 区分4 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分2A 生殖毒性 区分1B 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(視覚器 全身毒性 中枢神経系) 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻酔作用)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(視覚器 中枢神経系)
	上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

## GHSラベル要素

## 絵表示

注意喚起語  
危険有害性情報

注意喚起語	危険
危険有害性情報	H225 引火性の高い液体及び蒸気 H302 飲み込むと有害 H319 強い眼刺激 H336 眠気又はめまいのおそれ H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ H370 視覚器、全身毒性、中枢神経系の障害 H372 長期にわたる、又は反復ばく露による視覚器、中枢神経系の障害

注意書き  
安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)  
すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。(P202)

熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)

容器を密閉しておくこと。(P233)

容器を接地すること。アースをとること。(P240)

防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。(P241)

火花を発生させない工具を使用すること。(P242)

静電気放電に対する予防措置を講ずること。(P243)

粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260)

取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)

取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)

	屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。 (P271) 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。 (P280)
応急措置	飲み込んだ場合、気分が悪いときは、医師に連絡すること。 (P301+P312) 皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。 (P303+P361+P353) 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 (P304+P340) 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 (P305+P351+P338) ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。 (P308+P313) 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。 (P314) 口をすすぐこと。 (P330) 眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。 (P337+P313) 火災の場合には、適切な消火剤を使用すること。 (P370+P378)
保管	容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。 (P403+P233) 換気の良い冷所で保管すること。 (P403+P235) 施錠して保管すること。 (P405)
廃棄	内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。 (P501)

## 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
メタノール	30.0～35.0%	CH <sub>3</sub> OH	(2)-201	既存	67-56-1
イソプロピルアルコール	1.0%未満	CH <sub>3</sub> CH(OH)CH <sub>3</sub>	(2)-207	既存	67-63-0
非イオン系界面活性剤	1.0%未満	不明	不明	不明	不明
シリコーン	1.0%未満	不明	不明	不明	不明

分類に寄与する不純物及び安定化添加物

情報なし

## 4. 応急措置

吸入した場合

新鮮な空気のある場所に移し呼吸しやすい姿勢で休息させる。

皮膚に付着した場合

呼吸していて嘔吐がある場合は頭を横向きにする。汚染された衣類、靴などは速やかに脱ぎ捨て、必要であれば衣類等を切断する。水または微温湯を流しながら洗浄する。石鹸を用いてよく洗い落とす。

眼に入った場合

外観に変化が見られたり、痛みが続く場合は直ちに医師の手当てを受ける。直ちに清浄な水で数分間洗い流した後、眼科医の手当てを受ける。洗眼の際、まぶたをよく指で開いて、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るよう洗浄する。

飲み込んだ場合	<p>コンタクトを使用している場合は、固着しない限り、取り除いて洗浄する。</p> <p>無理に吐かせようとしない。揮発性液体なので吐き出させるとかえって危険。</p> <p>水でよく口の中を洗わせる。</p> <p>被災者に意識が無い場合は、口から何も与えてはならない。</p> <p>嘔吐が自然に起こった時は気管への吸入が起きないように身体を傾斜させる。</p> <p>保温して速やかに医師の手当てを受ける。</p>
5. 火災時の措置 消火剤	霧状水、粉末、二酸化炭酸、泡(耐アルコール泡)、乾燥砂
使ってはならない消火剤	<p>水の使用は火災を拡大し危険な場合がある。</p> <p>冷却が目的で霧状水は用いてもよいが、消火に棒状水を用いてはならない。</p>
特有の危険有害性	当該製品は着火後爆発の危険性があるため、直ちに避難する。
特有の消火方法	<p>火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。</p> <p>危険なく出来る場合は燃焼の供給源を速やかに止める。</p>
消火を行う者の保護	<p>移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。</p> <p>容器、周囲の設備などに散水して冷却する。</p> <p>消火活動は可能な限り風上から行う。</p> <p>消火作業の際には、状況に応じた保護具(自給式呼吸器、防火服、防火面など)を必ず着用すること。</p>
6. 漏出時の措置 人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時措置	<p>漏れた場所の周辺から人を退避させると共に、火災爆発の危険性を知らせる。</p> <p>漏出した場所の周辺にロープを張るなどして、関係者以外の立入りを禁止する。</p> <p>風上から作業し、風下の人を避難させる。</p> <p>漏出時の処理を行う場合には、必ず呼吸保護具、保護手袋、保護眼鏡、保護衣などを着用する。</p>
環境に対する注意事項	<p>下水道、河川等に流出し、環境への影響を起こさないよう注意する。</p> <p>漏出物を直接に河川や下水に流してはいけない。</p>
封じ込め及び浄化の方法 及び機材	<p>少量の場合は、土、砂、おがくず、ウエス等に吸収させ密閉出来る容器に回収。</p> <p>大量の場合は盛り土で囲って流出を止めた後、安全な場所に導いてから処理。この際火花を発生しない安全な工具を使用する。</p> <p>危険なく出来る時は漏出源を遮断し、漏れを止める。</p> <p>下水、側溝等に入り込まないように通いする。</p>
二次災害の防止策	付近の着火源になるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。
7. 取扱い及び保管上の注意	

取扱い	技術的対策	製造業者が指定する防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。 空気中の濃度を暴露限度以下に保つ為に排気用の換気を行うこと。 高熱工程でミストが発生するときには、空気汚染物質を管理濃度以下に保つ為に換気措置を設置する。
保管	技術的対策	保管場所には壁、柱、床を耐火構造とし、かつ梁を不燃材料で作ること。 保管場所には屋根を不燃材料で作ると共に、金属板その他の軽量な不燃材料で葺き、かつ天井を設けないこと。 保管場所の床には、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な傾斜をつけ、かつ適切なためますを設けること。 保管場所には危険物を貯蔵しまたは取扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。禁煙。 冷所、換気の良い所で保管すること。 酸化剤から離して保管すること。 容器は直射日光や火気を避けること。 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。 保管場所に施錠すること。
	安全な保管条件	混合危険物質 安全な容器包装材料
		酸化剤、過酸化水素 消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

## 8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
イソプロピルアルコール	200ppm	【最大許容濃度】 400ppm(980mg/m <sup>3</sup> )	TWA 200 ppm, STEL 400 ppm
メタノール	200ppm	200ppm(260mg/m <sup>3</sup> )(皮膚)	TWA 200 ppm, STEL 250 ppm (Skin)

設備対策		製造業者が指定する防爆の電気、換気、照明機器を使用すること。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。 空気中の濃度を暴露以下に保つために排気用の換気を行うこと。 高熱工程でミストが発生するときは、空気汚染物質を管路濃度以下に保つために換気装置を設置する。
保護具	呼吸器の保護具 手の保護具 眼の保護具	適切な呼吸保護具を着用すること。 適切な保護手袋を着用すること。 適切な眼の保護具を着用すること。 保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付普通眼鏡型、ゴーグル型)
	皮膚及び身体の保護具	適切な顔面用の保護具を着用すること。
衛生対策		この製品を使用する時に、飲食又は喫煙しないこと。 取扱後はよく手を洗うこと。

## 9. 物理的及び化学的性質

外観	物理的状態 形状	液体 液体
----	-------------	----------

色	淡黄色
臭い 臭いのしきい(閾)値	アルコール臭 データなし
pH	データなし
融点・凝固点	-35°C±5
沸点、初留点及び沸騰範囲	65°C
引火点	11°C
蒸発速度	データなし
燃焼性(固体、気体)	データなし
燃焼又は爆発範囲	下限 6.7vol% 上限 36.5vol%
蒸気圧	2.1
蒸気密度	データなし
比重(密度)	0.91±0.02
溶解度	データなし
n-オクタノール／水分配 係数	データなし
自然発火温度	データなし
分解温度	データなし
粘度(粘性率)	データなし
動粘性率	データなし
10. 安定性及び反応性	
反応性	情報なし
化学的安定性	通常の取り扱いにおいては、安定である。
危険有害反応可能性	酸化剤と激しく反応し、火災、爆発の危険をもたらす。
避けるべき条件	加熱
混触危険物質	酸化剤、過酸化水素
危険有害な分解生成物	加熱分解により一酸化炭素、ホルムアルデヒドを生じる
11. 有害性情報	
急性毒性	経口 急性毒性推定値が1426.7127227mg/kgのため区分4に該当。 経皮 急性毒性推定値が5000mg/kg超のため区分外に該当。 吸入 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分外から分類できないに変更。 (気体) GHS定義による気体ではない。 (蒸気) 急性毒性推定値が32392.0282857ppmのため区分5に該当。 JIS Z 7252に採用されていないため区分5から区分外に変更。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分外から分類できないに変更。 (粉じん・ミスト) データ不足のため分類できない。
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分外に該当。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分外から分類できないに変更。
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	眼区分2の成分合計が35.99%のため、区分2Aに該当。

呼吸器感作性又は皮膚感作性	(呼吸器感作性)  データ不足のため分類できない。 (皮膚感作性) 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分外に該当。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分外から分類できないに変更。
生殖細胞変異原性	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分外に該当。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分外から分類できないに変更。
発がん性 生殖毒性	データ不足のため分類できない。 (生殖毒性) 区分1Bの成分が35%のため、区分1Bに該当。 ※区分2は0.99%含まれる。 (生殖毒性・授乳影響) データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分1(視覚器)の成分が35%のため、区分1(視覚器)に該当。 区分1(全身毒性)の成分が35%のため、区分1(全身毒性)に該当。 区分1(中枢神経系)の成分が35%のため、区分1(中枢神経系)に該当。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分3(麻酔作用)の成分合計が35%のため、区分3(麻酔作用)に該当。 区分1(視覚器)の成分が35%のため、区分1(視覚器)に該当。 区分1(中枢神経系)の成分が35%のため、区分1(中枢神経系)に該当。
吸引性呼吸器有害性	動粘性率が不明のため、分類できないに該当。
12. 環境影響情報	
水生環境有害性(急性)	(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が0%のため、区分外に該当。 毒性未知成分を含有しているため、区分外から分類できないに変更。
水生環境有害性(長期間)	(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が0%のため、区分外に該当。 毒性未知成分を含有しているため、区分外から分類できないに変更。
オゾン層への有害性	データ不足のため分類できない。
13. 廃棄上の注意	
残余廃棄物	廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方自治体が行っている場合にはそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。
汚染容器及び包装	容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合には、内容物を完全に除去すること。
14. 輸送上の注意	

国際規制	海上規制情報	IMOの規定に従う。
	UN No.	1230
	Proper Shipping Name	メタノール
	Class	3
	Sub Risk	6.1
	Packing Group	II
	Marine Pollutant	Not applicable
	Transport in bulk according to MARPOL 73/78, Annex II, and the IBC code.	Not applicable
	航空規制情報	ICAO/IATAの規定に従う。
	UN No.	1230
	Proper Shipping Name	メタノール
	Class	3
	Sub Risk	6.1
	Packing Group	II
国内規制	陸上規制	非該当
	海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
	国連番号	1230
	品名	メタノール
	クラス	3
	副次危険	6.1
	容器等級	II
	海洋汚染物質	非該当
	MARPOL 73/78 附属書II 及びIBCコードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
	航空規制情報	航空法の規定に従う。
	国連番号	1230
	品名	メタノール
	クラス	3
	副次危険等級	6.1 II
緊急時応急措置指針番号	131	

## 15. 適用法令

化審法	優先評価化学物質(法第2条第5項)
労働安全衛生法	第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号) 作業環境評価基準(法第65条の2第1項) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)
大気汚染防止法	プロピルアルコール(政令番号:494)(5%未満) メタノール(政令番号:560)(30%-40%) 特定物質(法第17条第1項、政令第10条) 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)
海洋汚染防止法	有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)

外国為替及び外国貿易法	輸入貿易管理令第4条第1項第2号輸入承認品目「2の2号承認」 輸出貿易管理令別表第1の16の項 輸出貿易管理令別表第2(輸出の承認)
船舶安全法 航空法	引火性液体類(危規則第3条危険物告示別表第1) 引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法	その他の危険物・引火性液体類(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)	特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号)
労働基準法	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)

16. その他の情報  
参考文献

	製造元メーカー提供資料 NITE GHS分類結果一覧 JIS Z 7252 GHSに基づく化学物質等の分類方法 JIS Z 7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS) 経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス 日本ケミカルデータベース(株)SDS作成システム「ezSDS」により作成。
その他	危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、取扱いには十分注意して下さい。